

Title	外科医ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者
Sub Title	Condition of the French textile workers as seen by Surgeon Villermé
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.10 (1953. 10) ,p.838(82)- 854(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19531001-0082
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19531001-0082">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19531001-0082</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

渡邊 國廣

ルイ・ルネ・ヴィレルメの生涯

ルイ・ルネ・ヴィレルメ (Louis René Villermé) は、一七八二年、パリに生まれた。長じてヴィレルメは、外科醫としてナポレオン軍に投じ、ヨーロッパの戦野を駆廻つた。戦場の血暈い光景は、ヴィレルメの心に深く人間愛を吹込んだのであつた。戦後、ヴィレルメは、醫者として立つ代りに、行刑學・公衆衛生學及び經濟學に、生涯の仕事を求めた。そして、二十年間というものを、ヴィレルメは、氣温・日光・住宅・生活水準及び流行病が、罹病率や死亡率に及ぼす影響についての研究に當つた。ヴィレルメは、農業労働者と工場労働者との間に、健康上の著しい相違があることを指摘し、工場労働者の低い生活状態を改善することに苦慮してしたのである。

當時、アルサス地方の一大織物都市ミュールーズにおいて、早くも、標準労働日獲得のための労働者の自主的運動が熾烈となつて

日にもぬかつた日にも素足で、そして雨降りの時には、落ちた機械油で水が透らなくなつた着物の下に、歸る迄の食物として少量の麵麩を抱えて来る兒童の群を見る」(Tableau. t. II. pp. 87-88)のである。

ヴィレルメは、詳細なかかる報告を通じて、實はその背後に、労働者保護立法の必要な所以を、暗示しようとしたのであつた。「數時間の睡眠すら取ることの出来ない人々が、如何にして……困難や苦勞に耐えることが出来るか」(Tableau. t. II. p. 91)。「工場における兒童の體位低下……」の是正策は、これ等労働者の年齢に應じて一日の労働時間の最大限を定める法律、若しくは規則のなかにのみ見出され得る」(Tableau. t. II. p. 93)のである。ヴィレルメのこの主張は、意外に反響を呼んだ。そして、労働者保護法の制定に關心を寄せる如何なる議員も、ヴィレルメの歴大なこの報告書を基礎として、工場法確立の必要なことを、強調したのであつた。従つて、一八四一年に制定を見たフランスにおける最初の工場法は、誰の努力の御蔭であるよりも、先ずヴィレルメの盡力の賜であつたといわなければならないであらう。

晩年においても、ヴィレルメは、依然として労働者階級の幸福に關心を持ち續けていた。特に、工場地帯における労働者の陰氣な、不健康な住宅が、ヴィレルメの心を打つた。かくも、ヴィレルメは、労働者向きの健康的で、快適な住宅の設計を試みた。この計畫は、多大の反響を呼んだ。然し遂に、實行には

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

つていた。「倫理及び政治學會」は、會員のルイ・ルネ・ヴィレルメとブノワストン・ド・シャトウヌーフ(Benoiston de Chateaufort)とに委嘱して、フランスの工場地帯における労働者の肉體的並びに道德的狀態を、能う限り正確に調査させた。ヴィレルメは、一八三六年と一八三七年との二回、主として織物都市の調査に當つた。そして、この調査を基礎として、數年後の一八四〇年に、「木綿・羊毛及び絹工場に雇傭される労働者の肉體的並びに道德的狀態についての概観」(「Tableau de l'Etat Physique et Moral des Ouvriers Employés dans les Manufactures de Coton, de Laine et de Soie」 Paris, 1840. 以下本書を單に「Tableau」と略す)と題する全二卷、九一三頁(但し第一卷序文四頁、本文四五八頁、第二卷四五二頁)の歴大な報告書を發表し、當時におけるフランス織物労働者階級の悲惨な状態を、赤裸々に描出しようと企てたのであつた。

「兒童は、……一日に十六時間から十七時間立つた儘であり、そのうち最少限十三時間は、位置も姿勢も變えずに密室のなかにいる。それは最早や労働でも作業でもなく、責苦である。しかも、それが、榮養不良で、襪を纏い、朝の五時から遠方の工場に通勤し、夕方には、そこから疲れ切つて歸らなければならぬ六歳から八歳の兒童に課せられたのである」(Tableau. t. II. p. 91)。

ミュールーズにおいては、「瘦せて、蒼白く、襪を纏い、雨の

移されなかつたのである。ヴィレルメは、一八六三年、八十一歳の生涯を、パリにおいて終えた。ヴィレルメは、前述した如く、成程、偉大な實際家であつた。同時に、ヴィレルメは、敬服すべき學究でもあつたのである。例えば、統計表の作成に當つて、ヴィレルメは、警察の記録・市長の報告・病院管理者の説明を、一々丹念に調べ上げた後でなければ満足しない人物であつた。然しヴィレルメは、如何なる場合においても、結論を導いたり、理論を述べたりはしない。寧ろヴィレルメは、編輯者であつて、實に論説家ではなかつたのである。

ヴィレルメの生涯については、從來、我が國において、全く紹介されていない。幸い參看することの出来た著書(John, W. Follows, "Antecedents of the International Labour Organization" pp. x+234. Oxford University Press 1951)中の一節(Chapter III "Villermé and Blanqui" Part II pp. 22-25)を中心に、多様な實行家の生涯を、以上簡単に綴つて見た。何はともあれ、ヴィレルメは、例えば動物學界において、微細なものを詳しく觀察して多大の功績があつたオランダ人レーウェンフックの如き地位を、フランス労働事情研究史上において持つていたといふべきであらう。

フランス織物工業における機械の採用

既に明瞭であつたように、フランスにおける織物工業の機械化も亦ナポレオン時代(一七九九—一八一五年)を通じて徐々に進行し、七月王朝下(一八三〇—一八四八年)において遂に本格的段階に到達した。

機械は先ず木綿工業において普及し、早くも各地に工場制工業の出現が見られた。しかもアルサス及びローレン地方において、機械化が特に急速であり、紡錘は、一八三四年の七〇〇、〇〇〇個から、一八四六年には早くも一、一四五、〇〇〇個となった(Levasseur, op. cit. t. II. p. 108)。ノルマンディ地方においては、紡錘が、一八三四年の二、〇〇〇、〇〇〇個から、一八四六年には一、八〇〇、〇〇〇個となった(Levasseur, op. cit. t. II. p. 178)。そして全フランスに於いては、紡錘が一八三四年二、五〇〇、〇〇〇個、一八四四年三、五〇〇、〇〇〇個であつた(Levasseur, op. cit. t. II. p. 178)。生産は擴大し、一八三〇年、一八三四年にはフランス全體を通じて各三二、〇〇〇、〇〇〇キログラム、三四、〇〇〇、〇〇〇キログラムに過ぎなかつた原綿使用量が、一八四六年には一擧に二倍の六五、〇〇〇、〇〇〇キログラムとなつた程であつた(Levasseur, op. cit. t. II. p. 179)。

木綿工業における紡錘のかかる普及は、同時に力織機の採用を促進した。アルサス地方においては、早くも一八二三年に力織機が使用され、そして一八四六年には、二二、〇〇〇臺のうち、一〇、〇〇〇臺が機械化された(Levasseur, op. cit. t. II. p. 178)。フランス全體については、例えば一八三四年には五、〇〇〇臺に過ぎなかつたが、一八四六年には三一、〇〇〇臺であつた(Levasseur, op. cit. t. II. p. 178)。

羊毛工業については、パリのほか、マイン県のランス、セイナンフェリエール県のエルブーム、アーデン県のセーダン、ノール県のルウムが主たる中心であつた。紡錘は、一八二九年が二四〇、〇〇〇個、一八四七年が一擧に三倍の七五〇、〇〇〇個であり、一錘に付き一年間に十二キログラムの原毛を処理してゐた(Levasseur, op. cit. t. II. p. 183)。このため絲價は半減したが、力織機は、羊毛工業に關する限り未だ導入されていなかつた。

絹工業においては、ジャカル機の完成を見た。そして一八四七年には、リヨンにおいて、六〇、〇〇〇臺のジャカル機が使用されてゐた(See, H. "La vie économique de la France sous la Monarchie Censitaire 1815—1848" Paris, 1927, p. 73)。一八四四年の産額は、フランス全體を通じて三〇、〇〇〇、〇〇〇フランに達し、その半分が主としてイギリス、アメリカに輸出されてゐたのである(See, op. cit. p. 74)。

織物工業における機械化のかかる進展は、動力の面における變革を推進した。即ち水力の使用に代つて、蒸氣機關の採用が一般化したのである。一八三〇年の蒸氣機關が、フランス全體を通じて二、四五〇臺、三三、三〇八馬力であつたのに對し、一八四八年には五、二二二臺、六四、七八九馬力となつた(Levasseur, op. cit. t. II. p. 171)。しかも特にノール縣、セイナンフェリエール縣、オーラン縣、ロワール・アンフェリエール縣、ソーン・エ・ロワール縣、ブーシェ・ドゥ・ロヌ縣、セーヌ縣、ロワール縣、アン縣、ガル縣において、急速な普及を示していた。そして、これ等の諸縣のうち、織物工業の繁榮した各縣、例えばノール、セイナンフェリエール、オーランの諸縣において、新動力の採用が、特別に顯著であつたのである。

「生産の増大、機械採用と集中の進展、大工業の發展が、この時代を特徴づける最も有力な經濟現象である」(See, op. cit. p. 67—68)。そして大工業の制覇が、略一八四〇年以降において確實となつた。しかもこの過程は、極めて緩慢な速度を以てなされた。第十九世紀のこの時期においても、大工業に雇傭される労働者数は、全工場労働者數五、〇〇〇、〇〇〇名に對し、その略四分の一に當る一、三〇〇、〇〇〇名に過ぎなかつた(Dunham, A. "Industrial Life and Labor in France 1815—1848" Journal of Economic History, November 1943, p. 124)。従つて大工業に雇傭される労働者は、未だ何等の勢力も持ち得なかつた。寧ろ當時のフランスにおいて支配的

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

であつたのは、依然として家内工業であり、しかも大工業の急速な發展にも拘わらず、周知の如く、フランスにおいては、家内工業が完全に驅逐されず、寧ろ大工業への隷屬に依つて、又は家内工業自體の内部における労働強化に依つて、根強い存続を示してゐたのであつた。そして家内工業内部におけるこの劣悪な労働條件が、大工場に雇傭される労働者の待遇を、家内工業における同一程度に迄切下げ、ために、フランス工場労働者は、長く不遇な状態から脱することが出来なかつたのである。

#### 外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者階級における慘狀

##### 住宅の不足

然しとにかく顯著であつた工場制工業の成立は、同時にその反面において、工場労働者階級の形成を導いた。そして一八五一年には、大工場主一二四、〇〇〇名、これに雇傭される労働者一、三〇六、〇〇〇名、小工場主一、五四八、〇〇〇名、これに使用される労働者二、八〇四、〇〇〇名であつて(See, op. cit. p. 87)、大工場主二名に付いて労働者十名、小工場主一名に對して労働者二名の割合となつた。しかも、當時、特に織物工業において、經營の大規模化が急速であり、従つて労働者階級の形成が顯著に進み、工場主六一、四二〇名に對し、これら

雇傭される労働者は實に九〇八、四四三名であり (Levasseur, op. cit. t. II, p. 283) 工場主一名に付いて労働者十五名という割合であつたのである。

工場制度は、機械動力を使用するため、多数の労働者を必要とし、かくて人口の都市に對する集中を促進した。例えばアルサス地方の著名な織物都市ミュルーズの人口は、一八二二年の一〇、〇〇〇名から、一八二七年二〇、〇〇〇名、一八三六年三〇、〇〇〇名に膨脹した (See, op. cit. p. 88)。又一八四六年には人口三、〇〇〇名以上の都市に住居する人々が、二〇〇〇、〇〇〇名に達した程であつた (See, op. cit. pp. 87-88)。

工場制工業は、このように、都市人口の急速な膨脹を導いた。織物都市の人口増加が、特別に顯著であつた。かくて、織物労働者の間において、「第一の心配は、職を得てから、住居を探すことである」(Tableau, t. II, p. 87)といわれた程であつた。労働者は、工場の周辺に蟻集し、狭隘な家屋のなかに起居していた。ノール縣の有数な織物都市リールの場合、この状況が特に悲惨であつた。「リールにおいて、貧しい労働者や、有害な状態が、比較して多く見られる地區は、小路と、これを繋ぐ狭く曲りくねつた深いどぶ川とが見立つエタラク街の一帶である。そこは横の平均が一二メートルに對し、縦二〇メートルの場所である。この數字は、調べて見た該都市の地圖に依れば、正確である。従つてその一帶は、約二四、〇〇〇平方メートル

の面積を持つことになる。人口調査が一八二六年に行なわれ、傳えられた詳細なこの結果から、その人口が當時において約三〇〇〇名であつたと確言し得る。ここは、八平方メートルの面積に對して一人平均であり、他の如何なる場所よりも人口密度の高いパリの市場街やアルキ街にも匹敵する程である」(Tableau, t. I, pp. 80-81)。しかも、「首府のこれ等の地區において、家屋は、少なくとも地下室の上に三階を持ち、普通四階か五階、屢々六階や七階を持つ。然るに、リールのエタラク街やその界限において、家屋は、固より全部の家屋の下に多くある譯ではない地下を入れても、精々二階か三階である。このため、その住民は、若し次の表現が許されるとすれば、パリの最も人口稠密な二つの地區におけるよりも、互いにもつと窮屈な、もつと狭苦しい思いをしている」(Tableau, t. I, p. 81)のである。そして「最も貧しい人々は、地下室や屋根裏に住んでいる。この地下室は、家の内部と何等の連絡も持たない。それは、小路若しくは中庭に向つてあいており、彼等は、非常に屢々門と窓とを兼ねた階段に依つて、そこに降りて行く。地下室は、石造りか煉瓦造りかであり、圓天井で、床に石を敷くか、タイルを張るかしてある。地下室にはすべて煙突が付いている。これは、地下室が住居として使用されるために造られたことを意味する。一般に、その高さは、圓天井の真中迄を取れば、六フィートから六フィート半であり、又地下室は、奥行として、十フィートから十四フィート乃至十五フィートを持つ」(Tableau, t. I, p. 82)といふ。そして、このように狭い地下室に住む貧しい人々の持ち物といえば、「普通、……」

bleau, t. I, p. 82) といふ。そして、このように狭い地下室に住む貧しい人々の持ち物といへば、「普通、……」食物を入れて置くための一種の戸棚若しくは箱・燻爐・土を焼いて造つた燻爐・若干の器物・小さな食卓・二、三の貧弱な椅子・藁蒲團と数枚の毛布とが付いている不潔な寝臺」(Tableau, t. I, pp. 82-83)に過ぎない。然し「地下室が最も惨めな住居ではない。多くそこは、思つた程濕氣がない。燻爐に點火ししてこれを煙突の下に置く度に、地下室を乾燥させた。地下室を衛生的にしたりする通風が考えられる。最悪の住居は、屋根裏であり、そこにおいては、極端な温度も避けられない。何故なら、地下室の借家人と全く同様に悲惨な屋根裏の借家人は、冬に燻を取るための火を焚く手段を持たないからである」(Tableau, t. I, p. 84)。リールにおける住宅の不足は、このように、成程、意外に深刻であつた。そして、他の織物都市においても、この種の事情に關する限り、大差がなかつたのである。

例えばミュルーズにおいては、「全部の家族にとつて粗末なただ一つの寢臺・臺所で煮焚に使う小鍋・戸棚代りの箱や大箱・食卓・二、三の椅子・長椅子・若干の器物が、通例、同市の製絲工場や機械工場に雇傭される労働者の借家に備わつた家具の全部である」(Tableau, t. I, pp. 27-28)。しかも「ミュルーズやミュルーズの近郊においては、おおよそつばに見て、縦横が十フィートから十二フィートあると思われぬこの貸家

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

が、借家人の給料が年七十二フランから九十六フラン、時には一〇八フランであつた時期において、普通、そつくり借りたいと思ふ如何なる家族にとつても、月六フランから八フラン乃至九フランを要し、これが二回に、即ち十五日目、十五日目に請求される」(Tableau, t. I, p. 26)であつた。このように「高い家賃は、オーラン縣の木綿工業に雇傭される労働者のうち、最も低い賃銀に依つて働かされているもの、若しくは最も出費の多いものに對し、當時工場の側に住んでいることを許さない。この點は、ミュルーズにおいて特に顯著である。この市は、非常に急速な人口増加を遂げた。然し工場が、そこにおいては、更に急速に發展したため、該市は、工場内部に絶えず必要な労働を提供して呉れる労働者の全部を受入れることが出来ない。それから、固より住んでも高額の家賃が拂い切れない最も貧しい人々にとつて、當然の歸結は、この都市から遠くに、一リユー、一リユー半のところに、若しくはもつと遠い場所に住むようになつたり、又この結果、朝、工場に行くために、毎日、二時か三時に家を出て、夕方家に歸つて來たりすることである」(Tableau, t. I, pp. 24-26)。しかも「これ等の労働者達は、最低のものしか支拂われていない。彼等は主として、幼児を抱えた貧しい家族と、アルサスに移住している限り、工業が、工場に勞力を盛んに吸収して呉れた時、方々から來た家族とから成る。毎朝、この市に來て、毎晩、歸つて行く彼等を見るに違いない。彼等のなかには、蒼白い、瘦せた、泥のなか

を素足で歩き、又雨降りにも、雨傘を持たず、顔や首が濡れないために、前掛や下着を、頭の上に無造作に載せて来る婦人の群と、同じように垢じみ、同じように痩せ衰え、仕事中に落ちた機械油で汚れた襪を纏う更に多数の児童とが、いる。児童は、油で水の透らなくなった着物に依つて雨に濡らさないため、……………婦人のように、一日の食物が入つていゝる籠を手に持たないで、毎朝、着物の下に、家に歸る迄の滋養物として必要な少量の麵麩を、持つて来るか、隠して来る」(Tableau. t. I. p. 26)のである。そして、「早くも十五時間以上に延長された労働日の苦勞に、餘りにも屢々な、餘りにも惨めな往復のこの苦勞が、不幸にして加わつて来る。彼等は、夕方、睡眠もろくに取れない家に歸つて来て、翌日、工場の始業時間に間に合うために、十分に休む間もなく、出掛けて行く結果となる」(Tableau. t. I. p. 27)のであつた。しかも、「獨立の生活手段を持たない人々、追放された人々、教區の保護を受ける權利を全く持たない人々(特に、多数のスイス人、バアデン人、ドイツ領ローレンの住民)が、仕事をもちたいと望んで、心惹かれる儘に、全家族と共に、ミュールズに、タンに、附近の工業都市に移つて来る。彼等は、職場のある場所から出来るだけ遠くないところに住み、又もつと都合の好い住居を獲得することが出来るものと期待して、一先ず、屋根裏、酒藏、物置等に落着く」(Tableau. t. I. p. 29)以外になつたのである。

又ルアンにおいて、「労働者は、一般に、狭い街のなかで、不潔な、濕氣の多い、間取りの悪い、多く木で造られた家に住んでいる。部屋は、小さくて薄暗い」(Tableau. t. I. p. 133)。しかも、このように狭い家の獲得すら、ルアンにおいては困難であつた。そのためにルアンには、早くから多くの簡易宿泊所が建てられ、労働者の便宜が計られていた。「宿泊所の管理人は、一つの寢臺に二人が寝て毎月の掛りが六フランという非常に低い値段で、男の労働者を入れ、しかも毎日スープを用意して置く。そして、一週間のうち、肉入スープが四度、野菜スープが三度賣られたのである。労働者は、自分で麵麩を買い、ほかに、食べるための肉を少しばかり仕入れて来る。簡易宿泊所のうちで、掛りのもつと少ないものについていえば、労働者は、寢臺のために毎月、二人の共同使用の場合、四フランを、一人専用の場合、五フランを、又非常に小さな部屋に一人で寝る場合、六フランを、それぞれ支拂う」(Tableau. t. I. pp. 157-158)のであつた。「スープ、肉、野菜、上等な麵麩、水で三分の一若しくは二分の一に薄められた林檎酒が、この宿泊所における普通の食物である。試食したところ、非常にうまい。これを食べるならば、労働者にとつて毎日二〇スウから三〇スウが必要である。然し二〇スウを越えない範圍で、賄わなければならぬ。従つて、麵麩のためには六スウ若しくは八スウ、朝食のためには四スウ、スープを含め、夕食のためには六スウ、林檎酒のためには二スウから四スウが限度である」(Tableau. t. I.

pp. 158-159)。又婦人のためにも同様な施設があつた。「寢臺が、そこにおいては、同じ料金で貸されているが、然し毎日の食物の掛りは、十五スウ、十八スウ、若しくは多くて二〇スウである。二〇スウを掛ければ、相當にうまいものが食べられる。林檎酒や、朝食には牛乳入りの珈琲迄が附いて来る。最も多い雑魚寝の時、一人で寝る時、若しくは一部屋で、別々の寢臺に寝る時、婦人のこの労働者は、月六フランから一〇フランを支拂う」(Tableau. t. I. p. 159)のである。

ランスにおいては、「市の中心部から離れて、低い家屋について調べて見ると、實情は惨めで、殆んど一日中強い日光が差込んでいゝるとはいいながら、不潔で、しかも濕氣が多く、そして火の氣のある間が、一般に織機を寢臺と並べて置くことの出来ない程小さくとも、住み得るただ一つの場所である。……………何故なら、屢々屋根裏は、下の間に住む不幸な人々に依つて、この人達よりも更に不幸な人々に復貸しされていたためである。舗裝の悪い往來に面して、埃を被つたこの惨めな住居が、五十五フラン乃至六〇フランから九〇フラン迄の間において貸されている。しかも家賃は、一月毎、又は一週毎に支拂われるのである。ここに住む貧しい人達の寢臺の上には、使い古して擦り切れた敷布の附いた粗末な蒲團があるに過ぎない。この敷布が、家族中で、屢々一枚あるのみである。敷布を洗濯した時、勢い彼等は蒲團の上に直接寝ることになる。子供向きの小さな寢臺は、多く、家の外に放り出してある。最後に、

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

この家のなかには、稀に、織機と、梳毛機を熱するための燗爐や籠とがある。借家人は貧しくてこれを持ち堪えることが出来ない。あればそれを家賃に當てたのである」(Tableau. t. I. pp. 222-223)。

ニームの場合。「子供達を持たない夫婦、若しくは非常に小さな子供達しかない夫婦の住居は、相當に明るい一部屋と、屢々非常に高さのある天井裏とから出来ていて、天井裏の三分の一若しくは二分の一が、大概の場合、屋根部屋となつてゐる。夫婦の普通の家具は、両親のための大型寢臺、その側にある幼児用の小型寢臺又は搖籃、大きな子供達のための屋根部屋の藥蒲團、箆筒、戸棚、小型の鏡臺、食卓、若干の炊事道具、器物等々、それに一、二臺の織機である。……………最も貧しい人々の間においては、家族中で寝る敷蒲團のない寢臺が一つあるに過ぎない。然し感心に敷布はある。麻のこの敷布は、時折、荒仕事用のあの使い古した前掛に近い」(Tableau. t. I. pp. 407-408)。そして「子供達が十三、四歳ともなれば、小部屋一つが居間として増築されるか、若しくは……………新しい織機を入れるために更に大きな家を借りるかする。今迄、家賃は年約六〇フランであつた。目下のところそれが二〇〇フランである」(Tableau. t. I. p. 408)。

最後に、リヨンについて。「絹工場の労働者達は、……………例えばクロウ・ルース街に繋がる坂の町々や、サン・ジョルジュ街といったような、最も嫌な地區に居住し、

しかも最も好ましくない、最も都合の悪い家に住んでいる。ヨーロッパにおいて、如何なる都市も、ソーム河の眞直な岸に沿うて、フルヴィエール丘陵の峻険な中腹の一部を占めるこのサン・ジュオルジュ街より、狭い、作りの悪い、曲りくねつた道を持たない。惨めな面の一つとして、そこでは、袋小路が澤山で、解りずらくて、迷い易く、そして屢々、石段に依る連絡が、一つの袋小路と他の袋小路との間に附いている。そこでは、家がただの一階しかない、又庭は、あつたところで、非常に狭い、しかも汚れて嫌らしい。このため家賃が、そこでは、リヨンの他の地區におけるよりも高くはなく、住民は、非常に貧しくなると、そこに移つて来る」(Tableau. t. I. p. 361)のであつた。

とにかく、労働者は、「小さくて、不健康的ではあるが、工場の周囲にある家や間」(Tableau. t. I. p. 27)を望んだ。そして、時には、「二家族が、同じ部屋で、地面に敷いた藁の上に、二つの戸棚で仕切つて、寝る。嫌という程汚れている数枚の夜具、それから稀には、羽蒲團の類、これ等が、その藁の上に敷くすべてのものである」(Tableau. t. I. p. 27)といわれていた。

しかも、このように狭隘な家屋においては、普通、「寢臺に、……男女が、又非常に年齢の違つた家族が、大抵は寢間着も着ずに、一緒に寝ている」(Tableau. t. I. p. 83)のである。甚だしい場合には、「父、母、老人、子供、そして成年

械の使用は、このように、都市人口の増大を齎らし、結局において、性的放恣という重大な問題を惹き起したばかりではない。同時に、機械は、人間の體力と熟練とを省略し、労働の形態を簡單化した。即ち婦女子が成年男子の労働に代つて大きな役割を演ずるようになったのである。しかも賃銀を極めて低廉に抑え得たこと、又「概して非常に實直であり、非常に勤勉であり、非常に質素であつた」(Tableau. t. II. p. 65)ことが、婦女子の雇傭を一層促進した。六十三縣について婦女子採用の状態を見れば、例えば一八四〇年から一八四五年の間においては、労働者一〇名以上を雇傭する工場における男子労働者六七二、〇〇〇名に對し、女子は二五四、〇〇〇名、兒童は二二二、〇〇〇名であつて(Gee, op. cit. pp. 88-89)、結局男子二・七名に對して女子一名、成年七名に對して兒童一名の割合であつた。しかも婦女子の使用は、織物地帯において特に顯著であつた。「力織機は體力を少しも必要とせず、専ら婦人が使用されている。婦人は、……兒童と共に、……」(Tableau. t. I. pp. 7-8)。「綿の選別、その梳整、特に……綿の包装は、最も屢々女子を相手に、婦人に依つて行なわれる」(Tableau. t. I. p. 4)。「織る力の未だ十分でない兒童は絲をこしらへ、又織れる兒童は少なくとも満十五歳である」(Tableau. t. I. p. 7)。然し、とにかく、「兒童に課せられる仕事は、絲を結ぶための指先の敏感さと、織機の下に潜込むための身體の柔軟さとを要求するも

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

者が、雜魚寢である」(Tableau. t. I. p. 83)といわれていた。このため、性關係は亂れ、織物都市において私生兒の増加が見立つ。しかもこの傾向は、工場内部における男女労働者の共同作業に依つて、益々顯著なものとなつて行つたのである。例えばミュルーズの場合、一八二三年から一八三四年迄の期間に出生した嫡出兒の合計が五、五五九人、私生兒の合計が一、三九六人であり、従つて嫡出兒五名に對して私生兒一名という割合であつた(Voyer, Tableau. t. I. p. 82)。又一八二五年から一八三五年迄の十年間に出生したものうち、例えばサン・カンタンについては、嫡出兒が六、〇〇八人、私生兒が一、五七四人、嫡出兒三・八二名に對して私生兒一名の割合、ランヌにおいては、嫡出兒が一、九八八人、私生兒が三、〇〇二人、嫡出兒三・九四名に對して私生兒一名の割合、リールにおいては、嫡出兒が二、八三二人、私生兒が六、〇八九人、嫡出兒三・五七名に對して私生兒一名の割合、リヨンにおいては、嫡出兒が四四、一五七人、私生兒が二一、三四二人、嫡出兒二・〇七名に對して私生兒一名の割合であつたのである(Voyer, Tableau. t. II. pp. 277-278. 但し Statistique officielle de la France からの引用)。

體位の低下

とにかく、機械の採用に依つて、人口の集中が起り、移住人口を抱えて、當時早くも諸都市は、飽和状態に達した。然し機

のであつて、それは成年者には見出されな」(Tableau. t. II. p. 119. 但し Rapport du bureau des manufactures からの引用)であつたのである。そしてオーラン縣においては、木綿工場に雇傭されるかかる兒童が、全労働者六〇、八七七名のうち、一二、九五四名に達し、又セイナンフェリエル縣においては、全労働者八九、八八三名中、一五、二四〇名が兒童であつた(Levasseur, op. cit. t. II. p. 293)と云う。「全部の人が、工場における兒童雇傭の絶對的必要性を認めている。第一、それは經濟的である」(Tableau. t. II. p. 119)。然らば、兒童労働者の就業年齢は、一體、何歳であつたのか。ミュルーズの一工場においては、「必要な兒童が容易に調達し得る場所から離れているため、稀に九歳以下の兒童を採用している」(Tableau. t. I. p. 53)。サン・カンタンの「製絲工場においては、切れ絲結び工や絲巻工は、一般にアルサスにおけるよりも全く若い。八歳以下の者が屢々見掛けられた」(Tableau. t. I. p. 121)。又現に、「エイヌ、イーゼル、メン・エ・ノワール、ノール、バーラン、サン・アンフェリウール及びボスジェの各縣においては、六歳から七歳の兒童が労働している」(Tableau. t. II. p. 113)。ニームにおいて、「全労働者の年齢は、大抵、十四歳から十五歳迄の間に含まれる。……」。「……このほか、七歳から十三歳迄の兒童が、梭を走らせるために配屬されている」(Tableau. t. I. p. 407)。「然し一般に、八歳から九歳を兒童の通常雇傭される年齢と看做し得る……」

.....。六歳から七歳の者にあつては、労働は絲巻に絲を巻くか、或いは通風器から落ちる綿を拾うかに限られているように思われる」(Tableau. t. II. p. 39. 但し Rapport du bureau des manufactures からの引用)。とにかく、この程度が、實情を傳えて誤りないところである。

しかも、このような兒童が、一般に、成年者と同一時間の労働を強制されていたのである。「ルアンにおいては、勤務時間ではなく労働時間が、二年を通じて十三時間半である」(Tableau. t. II. p. 84)。「オーラン、ムーランの諸縣においては、労働時間が十三時間である」(Tableau. t. II. p. 84)。「サン・カンタンの市部においては、年齢、男女の別なく、労働者は一日十三時間の労働をする」(Tableau. t. II. p. 84)。「カルカソンにおいては、労働時間が十二時間であり、ローデーズにおいては、十時間の勤務に對し労働時間が僅か八時間であるにも拘わらず、エルブーフにおいては、十五時間の勤務に對して實働十三時間であり、アブヴォールにおいても十三時間、ルーヴィエールにおいても十三時間、セズンにおいては、十五時間である」(Tableau. t. II. pp. 84-85)。「ルヴエにおいては、勤務時間が十四時間半であり、このうち二時間が食事と休息とに振向けられる。しかも兒童がそこにおいては成年者と同じだけ労働する」(Tableau. t. II. pp. 83-84)。「ミユルーズにおいては、毎日の労働時間が、.....普通、成年者も兒童も十三時間から十四時間である」(Tableau. t. II. p. 85)。然

しかも、當時工場制工業と併存した多数の家内工業にとつて、労働日を過度に延長することに依つてのみ存続が可能であつた。「家庭にあつて手織機で働く機械業者.....」.....は、通常、一日十四時間から十六時間、時には十七時間も機の前に屈み込んでゐる。一般に、この労働は、受取る賃銀に反比例する。儲けが少なければ少ない程、長時間となる」(Tableau. t. II. pp. 85-86)のであつた。

然し、兒童を苦しめたのは、このような長時間労働ばかりではない。工場内における虐待も亦、すべての兒童の酷く恐れるところであつたのである。「ルアンの紡績工場には、一つの野蠻な慣例があり、多数の労働者達は、見習切れ糸結び工を殴打することを、自分等の権利と心得てゐる」(Tableau. t. II. p. 116. 但し moniteur du commerce からの引用)。「ノルマンディーの若干の工場においては、例えば棍棒が、機械として労働用具のなかに數へられてゐる.....。繁期に、成年労働者が夜間労働する際には、兒童も亦同じく夜業して労働し、若しこの慘めな子供達が眠氣に負けて休止すると、棍棒その他のあらゆる手段に依つて起される」(Tableau. t. II. pp. 116-117. 但し Industriel de la Champagne からの引用)のであつた。工場内部における虐待のため、「子供達は生氣がなく、瘦せ、病弱で、老込み、すつかり老いぼれて皺だらけである。彼等の腹部は大きく、しかもその肢體は瘦せ衰えてゐる。彼等の脊骨は曲り、そして脚は彎曲してゐる。彼等の首

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

し「労働日は、燈火の光に依つて労働し得る如何なる場所においても、男女、年齢の別なく、四季を通じて十四時間乃至十五時間であり、このうち二時間が食事と休息とに振向けられるから、實際の労働は一日十三時間となる」(Tableau. t. I. pp. 121-122)のである。尤も、稀に、「毎日十七時間労働者を拘束し、この十七時間のうち、休息の僅かな時間は、晝食のための三十分と、夕食のための一時間とであり、この残りの十五時間半が労働時間である」(Tableau. t. II. p. 85)場合もある。又極端な例としては、「食事の時間を含めず、しかも.....。僅かな賃銀で、一日十五時間から十七時間を、ぶつ通し労働する」(Tableau. t. I. p. 163)事實が擧げられよう。そして「繁期には、労働が屢々土曜の夜から日曜へかけて延長された」(Tableau. t. II. p. 86)こと、「二群の労働者を以て一週間の晝間労働と夜間労働とを交互に行なわしめていた」(Tableau. t. II. p. 86)こと、「多くの製絲工場においては、普通二十四時間の繼續労働が強要される。この場合、労働者は、晝の組と夜の組との二組に分たれる。晝の仕事は、食事のため、實働十二時間半に減ぜられる十四時間である。夜の仕事は、同じ理由のため、九時間に減ぜられる十時間である」(Tableau. t. I. p. 162)ことも屢々であつた。然し、とにかく「労働日は.....平均十五時間から十五時間半であり、そのうち平均十三時間の實際労働が要請される」(Tableau. t. II. p. 88)というのが普通の場合であつたのである。

筋は疵痕だらけで、しかも瘰癧が酷い。彼等の指は潰瘍に罹り、そして骨はふやけて弱くなつてゐる。結局、この小さな不幸者達は、つまらぬことのために苦しめられ、死んで行くのである」(Tableau. t. I. pp. 87-88. 但し Rapport à la municipalité sur les moyens à prendre immédiatement contre le choléra-morbus からの引用)。そして「この直接の影響が、壯丁の體位低下となつて現われて来る。「毎日機械の前に屈み込んで日蔭で生活し、木の葉の色に近いといつても差支えない程に顔色が蒼白となつてゐる人間と、同じ場所の他の住民、若しくは戸外で、照りつける日光の下で働く農夫とを比較せよ。誰もが相違に驚くに違ひない」(Tableau. t. II. p. 245)。しかも「この相違は著しい。それは、徴兵執行士官の熟知するところである。.....二〇歳から二十二歳の青年達は、貧しい階級、謂ゆる工場労働者階級に屬する限り、身長、體格、健康の點で、屢々軍務に不適な場合がある。軍務に適する百名の男子を得るためには、生活の豊かな階級においては、一九三名の徴募壯丁を、貧困階級にあつては三四三名の徴募壯丁を必要とする」(Tableau. t. II. pp. 24-24)へらつたのであつたのである。

然し、兒童の大量的雇傭の結果、このように、體位の驚くべき低下が起つたばかりではない。「初等學校の恩恵を正に受くべき年齢に達した場合も、アルサスの木綿工場に雇傭された兒童は、殆んど常に内々に放置された」(Tableau. t. I. p. 36)

のである。しかも、何等かの機會を得て、通學が出来たとしても、十二時間から十三時間の労働や、前夜の労働に依つて疲労した児童は、課業を有効に學び得る状態にない (Tableau, t. I, p. 112) ことはいうまでもない。従つて、學力の低下には、物凄なものがあった。例えば、一八三三年に就學した十一歳の児童四九〇、〇〇〇名中、十年後の徴兵検査において、読み書きの出来た者は、僅かに三九、〇〇〇人に過ぎなかつたのである (Levasseur, op. cit. t. II, p. 224)。教育の比較的普及した諸縣においてすら、文盲者は、かくも多数であつた。恐るべきこの事實は、児童の大量的雇傭が生んだ重大な他の結果として、曠の體位における低下と共に、併せて考えなければならぬ問題であらう。

### 生活の困窮

工場内において、このように苛酷な取扱を受けていたにも拘わらず、工場労働者一般は、相互の間における競争のために、終始低賃銀に満足していなければならなかつた。又労働者の多くが、工業に依る仕事のほかに、依然として若干の土地を保有して、農業収入に依つても生活し得たため、低賃銀制は、工場労働者間において、容易に一般化して行つた。都市の工場労働者は、生活費にも満たない低賃銀に依つて労働を強制され、生活の困窮が、工場労働者間において、一致した重大問題と化していた程であつた。

紡毛工が二・五〇フランから三・五〇フラン、絲結び工が一・一〇フランから一・三〇フラン、洗濯工及び精選工が一・五〇フランから二・五〇フラン、児童が〇・五〇フランから一・五〇フランであつた (Voyez, Tableau, t. I, pp. 91—93)。同じく北部のルアンの場合如何。同地の紡績工場においては、紡績工が二・二五フランから二・五〇フラン、女工が一・二〇フランから一・五〇フラン、児童及び切れ絲結び工が〇・六〇フランから一・一〇フラン、同木綿織工場においては、織工が一・二五フランから二・五〇フラン、ジャカル機に依る織工が二・七五フランから三・五〇フラン、同じくインド更紗捺染工場においては、木彫工が八フラン、捺染工が五・五〇フラン、人足が一・二五フランから二フランであつた (Voyez, Tableau, t. I, p. 141)。東北部のランスの場合。同地の紡毛工場においては、紡毛工が四・四〇フランから四・七五フラン、靄立工が二・二五フランから三フラン、若い男の切れ絲結び工が一フランから一・二五フラン、剪毛工が二フラン、人足が一・七五フラン、毛織物工場においては、絲揃工が一・五〇フランから一・七五フラン、ジャカル機に依る織工が三フランであつた (Voyez, Tableau, t. I, p. 231)。

最後に、南部のローデブの場合。染色工が一・七五フラン、洗濯工・紡績工及び織工が二フランから三フラン、精選工が〇・七五フランから一フラン、仕上工が一フランから一・五〇フラン、児童が〇・五〇フランから〇・八〇フランであつた (Voyez, Tableau, t. I, p. 231)。

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

然らば、當時の労働者は、一體、如何なる額の賃銀を取得していたのであろうか。一八三六年における状態を、東北部・北部及び南部の主要織物都市の場合について順次考えて見よう。

先ず東北部のミュルーズの場合。同地の紡績工場においては、男女の紡績工が二フランから三フラン、児童の切れ絲結び工が〇・五〇フランから一フラン、児童の絲巻工が〇・三五フラン、絲揃工が〇・七五フランから一・一〇フランであつた (Voyez, Tableau, t. I, p. 37)。又同地の機織工場においては、仕上工が二・五〇フランから三フラン、男女の力織機工が一・五〇フランから一・七五フラン、手織機工が一・五〇フランから二・五〇フランであり (Voyez, Tableau, t. I, p. 39)、同じく更紗布工場においては、木彫工が三フランから五フラン、捺染工が二・五〇フランから三・三〇フラン、人足が一フランから二フラン、児童の色留工や刷毛工が〇・二五フランから〇・三三フランであつた (Voyez, Tableau, t. I, p. 41)。

次に北部のリールの場合。同地の紡績工場においては、男工が二・五〇フランから三フラン、女工が〇・七五フランから一・七五フラン、児童が〇・四〇フランから〇・六〇フランであり、又同キヤラク織工場においては、男工が一・五〇フラン、女工が〇・四〇フランから〇・六〇フラン、同じくインド更紗捺染工場においては、木彫工が三フランから五フラン、捺染工が一・三〇フランから三フラン、女工が一フランから二フラン、児童が〇・二五フランから〇・五〇フラン、又紡毛工場においては、

### Tableau, t. I, p. 326)

要するに、ミュルーズ、リール、ルアンにおいては、男子の紡績工が二フランから三フラン、女子の場合が〇・七五フランから一・五〇フラン、機織工については、一・五〇フランから二・五〇フラン、木彫工及び捺染工が三フランから五フラン、ランスにおいては、紡毛工が平均四・五〇フラン、ローデブにおいては、織工が二フランから三フラン、同じく女子については、一フランから二フランであつたのである。そして、東北部・北部及び南部の主要織物都市におけるかかる實情から、當時フランス織物労働者の取得していた賃銀額について、「平均賃銀は、大約、成年男子二フラン、成年女子一フラン、八歳から十二歳の児童〇・四五フラン、十六歳の児童〇・七五フランである。一般に、児童の所得は、年齢が一歳を増す毎に、一労働日に付き、一スウツの高められる」 (Tableau, t. II, p. 11) ということが出来るであらう。

然し、勿論、生活費は賃銀額を上廻つていた。事實、工場地帯における労働者の生計費は極めて高く、ゾククリューズにおいては、年六〇〇フランから七〇〇フラン、ヴォジエにおいては、九〇〇フラン、エイヌにおいては六五〇フランから八〇三フランであつた (Levasseur, op. cit. t. II, p. 274)。又大都市のうちには、一・〇〇〇フランを越すものもあり、例えばモンタウバンが一・〇九八フラン、ランスが一・一〇〇フラン、セダーンが一・一〇三フラン、ボヌが一・二〇〇フラン、

ヴァランスとツウロンが一、二〇〇フラン、リヨンが一、二五〇フラン、ディジョンが一、二八七フラン、サンテティエンヌが一、四五〇フランであった (Levasseur, op. cit. t. II, p. 274)。この額は、五人より成る二労働家族の年收賃銀として計算された北部七八三フラン、南部六五六フラン、平均七二〇フランを、いづれも遙かに上廻るものである (Levasseur, op. cit. t. II, p. 271)。しかも、年所得七六〇フランを以てして一應の生活は殆んど貧困に近く、普通八六〇フランを以て一應の生活が出来たが (Levasseur, op. cit. t. II, p. 271)。然し大都市においては、この八六〇フランを以てしても、尙且つ生活費は不足であったのである (Levasseur, op. cit. t. II, p. 272)。一應の生活を維持することは、かくて、労働者の多くにとつて、至難なことに属したのであつた。

例えばリールの場合。妻と、十歳から十二歳の一子とを働かせている一労働家族の年收は、主人が一日三〇スウとして一年間に四五〇フラン、妻が一日二〇スウとして一年間に三〇〇フラン、一子が一日十一スウとして一年間に一六五フランで、都合九一五フランとなる (Voyez, Tableau, t. I, pp. 99—100)。そしてこれに應ずる一年間の出費として、屋根裏、地下室又は小さな一部屋を借りた場合、年六〇フランの家賃、主人、妻、一子の食費を一日各十四スウ、十二スウ、九スウの割合で計算して年をそれぞれ二五五フラン、二一九フラン、一六四フラン、これに幼ない子供達の分一〇〇フランを加算して年合計七三八

フランの食費、この食費と家賃との合計七九八フランが計上される (Voyez, Tableau, t. I, p. 100)。従つて、家具・下着類・衣服・洗濯・燃料・燈火・仕事の道具等のために支出し得る額は、僅かに一一七フランに過ぎないのである (Voyez, Tableau, t. I, p. 101)。「確かに、これは多くはならぬ」 (Tableau, t. I, p. 101)。しかも「病氣・失業・少量の飲酒のことを想像せよ。この家族は非常な不安のうちにある」 (Tableau, t. I, p. 101)といわなければならないであろう。正に、食べるのが精々であつたのである。

ランスの場合。働く時間の少ない八歳と六カ月の通學生・簡単な仕事に従事している父・家事の合間に羊毛を選別する母が毎日得る賃銀は、それぞれ三スウ、二十八スウ、一〇スウで、都合四十一スウとなる、一年のうち三〇〇日働くとすれば、年收は六一五フランとなる、これから、家賃の七十五フランと、幼ない子供達の諸掛り六〇フラン三十三センチムとが差引かれる (Voyez, Tableau, t. I, p. 240)。この残りで、「家族は、……、麵麩・野菜・野菜スープを食ひ、又幼ない二人の子供達のために毎日少量の牛乳を買う。日曜毎に、……、肉入スープを作るために一封度の肉を買つて来る」 (Tableau, t. I, p. 240)のが精々であつた。現に、「この家族は、寢臺に附いていて、粗末な毛布の掛つて二枚の藁蒲團の上に寝る。……、父はシャツを着ていない。母も、二人の子供達も、荷造り用の使い古した布に近いといつて

も差支えない程に傷んだものを着ている」 (Tableau, t. I, p. 240)に過ぎなかつたのである。食費以外には、一錢も掛けられないという惨めさであつた。

労働者の多くにとつて、このように、食べて行くのが精々のところであつた。生活の不如意から、労働者は將來に對する希望を失ない、却つて強い慰安を求めるようになった。「非常に多數の男や女が毎日酒場にビールを、より廉々、……、安っぽい一杯のブランデーを飲みに行く」 (Tableau, t. I, p. 102)。しかも、「安いブランデーや、その他のアルコール性飲料を、徹宵していくらでも飲ませる多くの小料理屋や酒場が到るところに存在して」 (Tableau, t. II, p. 36)、労働者を誘惑した。そして、當時既に、飲酒癖は、労働者間に廣く蔓延し、由々しき社會問題の一つに迄も發展していたのであつた。「多くの人々は、座る場所がないため、立つて飲む。そのなかには、婦人も大勢いる。皆が……、安いブランデーか、若しくはビールを飲むのである。葡萄酒は、そこでは高くて手を出すことも出来ない。多くの人々は、酒場に入る前に、ブランデーをおいしく飲むため薬屋に寄つて薬を買う」 (Tableau, t. I, p. 86)といった調子であつた。

結 語

「外科醫ヴィレルメの眼に映じたフランス織物労働者」

工場制工業の普及が本格化した以前の時期においても、確かに、「羊毛工場の労働者は、他の職業の労働者のように、極端な貧困のうちにあつた。當時の最も裕福な人達でさえ、狭い家に住み、簡単な食事をし、粗末なものを纏ひ、今日(一八三六年)より餘程に貧乏のように見えた。……、労働者は週に一度肉と肉入スープとを食べていた。……、事實、困窮のため精々二度食べるに過ぎない。結局、……、労働者の健康は、一般に、今日(一八三六年)豫想する程良くはない。しかも、肉體上に大きな缺陷があれば、道德的に有害である。労働者は神を信じなくなる。嘗て、労働者の多くは、稀であつたとはいへ、工場主から羊毛を盗んだ。子女の放蕩は、今日(一八三六年)程注意を惹かなかつたけれども、……、到るところで見掛けることが出来た。反面、希望はすべての人々のうちにある。多くの労働者は工場主たらんと欲し、又多くの工場主は早く金持たらんとする。このため、労働者と工場主とを互いに結んでいた絆は緩み、工場主は労働者を生産する機械としか見ず、労働者について他の點は悉く無視する。嘗てこのようなことがなかつた。……、道德については、後退が見られ、労働者は現實の文明から悪習しか學ばなかつたようである」 (Tableau, t. I, pp. 239—241。但しランス在住の一元工場主の談)。然しとにか、**「すべての人々にとつて、生活の樂しき、思いの儘の進出が保證されている」** (Tableau, t. I, p. 241。但しランス在住の元工場主の談)

時代であつたのである。

かかる事態は、第十九世紀に入つて、工場制工業の制覇が決定的となれば、漸く變つて来る。「工業の發展、同一工場内部における多くの男女の共同が、悪徳の蔓延に關係があつた」(H. A. Blair, t. I, p. 241. 但しランス在住の二元工場主の談)ばかりではない。「都市・多数の家族が住む、狭い、汚れた、暗い、一杯になるただの一間において、労働者は、寝たり働いたり、料理を作つたり食事をしたりする……」。一般に、労働者の住居は、窓もなく、飾りもなく、又戸口だけからしか光線が入つて来ない一間の小屋に過ぎない……。同時に、偶々、健康的で、快適な、しかも大きい綺麗な街のなかにある多くの家を見掛ける。元工場主がいうばかりでなく、労働者のなかでも、特に老労働者は、……今日(一八三六年)、労働者の住宅が、二〇年、三〇年前より良くなつていないこと、又労働者が特に、非常に窮屈な状態にあることを敢て認める」(Tableau, t. II, pp. 1-6)程であり、工場制工業の本格化と共に、労働者の経済生活は、却つてこのように窮乏の一途を辿らなければならなかつたのであつた。

## 大麻經濟に於ける

### 労働力の存在形態

野口祐

#### 一 問題の所在

戦争不況に基く産業合理化は大企業の労働諸条件の劣悪化をもたらし、その影響は日本經濟機構の最底邊を形成する家内労働者に必然的に波及することは明確な事實である。

併も此の家内労働を支柱とする種々なる諸經營が廣汎に存在するのは如何なる理由に依るものであろうか。一名「みみず經營」と呼ばれるものの殘存の根據は日本の場合社會經濟機構に組み込まれている農業構造の封建遺制に求められているが、國家獨占資本主義の現段階に於ける獨占資本が一面に於いて中小企業、その最下層をなす零細經營を淘汰しつつ、他面に於いて從層下請の諸關係を通して此等の諸經營を利用する或いはその基底としての封建遺制を利用し、最大限の利潤を收得するという點にこそ求めらるべきであらう。

以上の諸點から、大麻經濟に於ける生産形態——労働力の存在形態との關連の下に——を規定する大麻生産行程に於ける特殊な封建的農業労働力の著しい量的過重と、大麻生産の史的發

展を展開し、此等を利用する獨占資本との關連を究明するものである。

問題の領域に關する詳細な研究未開拓のため概括的な點に關する文献以外はすべて實態調査に於けるデータをを用いた。大麻經濟の史的發展に關しては拙稿「大麻經濟に於ける史的發展と商業資本の諸形態」下野史學第三號に展開されている。

#### 二 大麻經濟の史的考察

大麻作の展開が綿作普及以後停滞したが後進地に依つては殘存するものがあり、殘存しつつ商品經濟の展開にまき込まれ、一部衣類原料とし又漁網、漁具用網、蚊帳の原料として使用された。例えば北陸方面は近江蚊帳の供給地として早くから知られ、従つて干鰯などの購入肥料有機質肥料活用による麻作法が展開されるに至つた。(註一)

そこで徳川前中期に於いて大麻は如何なる地域に栽培されていたであろうか、百姓傳記(天和・元祿一六八〇年代)によると「暖國には悪し寒國にしてよし今上野常陸、下野信濃にて作る麻諸國へ渡る」とあり(註二)封建社會の麻の栽培分布は現在と變化ない地域分布を示している。そこで研究の視野を下野國に限定して徳川初期から中期にかけて領主の商品經濟化に對應しつつ、下からの農民の商品經濟化を分析しながら、大麻の商品化の具體的特質を浮彫して見よう。そこで先づ大麻地帯の典型的都市としての栃木町を抽出し、その内部構造の形態變化

を究明することが、商業資本の特質形態を土地所有との關連の下に、大麻の商品化の過程に於いて把握する鍵を提供するものである。

先づ「北關東に於ける一封建都市の研究」と「栃木郷土史」を方法的に究明し、現下のマニエ論争の成果を攝取しつつ、小營業段階の形態とその變化の特質を現代的觀點から分析解明しようとするものである。

栃木町に於ける封建社會の特權的問屋層は在方を支配する領主達の藏屋敷のはたらきをなしたものであり、周邊の村の名主はいずれも、毎年栃木町年寄長谷川藤助に、年貢米收納に關する報告書を提出していることを以てしても理解される。同時に江戸の持權商人が栃木町の領主下の前記商人と收納米の處分方法に關して打合せている書狀が存在している現在、問題の所在は領主と抱合した栃木の特權商人層が江戸の特權商人にバックアップされつつ上から商品經濟を展開したものである。(註三)以上の上からの商品經濟の展開は主として生産物地代の商品化を中心とするが、他方此れに對立する下からの農民層の分解に依る在方商人の發生と展開はすでに早く(元祿度差出帳)下野の山村、鍋山に於いてすら田の肥料として自給肥料のほか干鰯を多量に用いて居り、此の商品性有機質肥料を媒介として廣汎な農村が商品經濟に巻き込まれたのであり、その結果前記鍋山では多量の麻、綿、うるし等産出するに至つた。

此のことは又地方都市の形成發展をうながし、栃木町の如き